平成２９年（フ）第７６７９号
東京都葛飾区東金町８―17―１、住民票上の住所東京都葛飾区西水元６丁目12―13
破産者　尾崎　優司
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９３号
東京都江戸川区南葛西４丁目17―９―201
破産者　岡本　　剛
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７３８号
東京都大田区大森西４丁目15番８号
破産者　有限会社財部
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７３９号
東京都大田区大森東２丁目８―12―1101
破産者　戝部　昇三
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７４０号
東京都大田区大森東２丁目８―12―1101
破産者　戝部みどり
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７４１号
東京都大田区大森東２丁目８―12―1101
破産者　戝部真太郎
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７８５号
栃木県栃木市大平町北武井809番地
破産者　株式会社アックス
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８４５号
東京都足立区六木３―１―７
破産者　株式会社Ｂｉａｒｒｉｔｚ
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８４６号
千葉県流山市大字西深井633―６
破産者　澤田　　学
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８６１号
東京都江東区豊洲４丁目11番20―1203号
破産者　株式会社イデア・ライズ
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８６２号
群馬県高崎市連雀町41番地２
破産者　レゾナンス株式会社
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８６３号
東京都足立区大谷田１丁目１－６―803
破産者　飯田英治郎
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８７７号
東京都中央区日本橋小舟町１番12号
破産者　株式会社アリオ建築設計事務所
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８７８号
千葉県君津市君津台３丁目21―10
破産者　宮　　清彦
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８９０号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目35―17
破産者　三宅　紀彦
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９２２号
東京都葛飾区西水元３丁目26番22号
破産者　有限会社スリーエス
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９２３号
東京都中央区日本橋本町３丁目６－７―1103
破産者　藤岡　秀明
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９８２号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾２丁目５－８―303
破産者　田中　勝也
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１４６号
東京都大田区西糀谷３丁目７―10―505
破産者　松本　竜児
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１８７号
東京都新宿区北新宿２丁目５―10―202
破産者　鶴島　　茂
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３４４号
東京都江東区扇橋１丁目15―７―201
破産者　小山　時江
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３５５号
東京都豊島区東池袋２丁目14―７―1004
破産者　能村　忠善
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部